

議案第 8 号

利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年利根町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

本則中「法第 19 条第 1 項」を「法第 19 条」に改める。

第 4 条第 2 項第 3 号，第 6 条第 3 項，第 35 条第 2 項，同条第 3 項，第 36 条第 2 項，同条第 3 項，第 51 条第 3 項及び第 52 条第 2 項中「同項」を「同条」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」の次に「第 1 項」を加える。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 26 条の改正規定は，公布の日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、町の基準を改めたいので提案する。